

関東学院大学人間共生学部履修規程

(2016年2月18日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学学則に基づき、人間共生学部（以下「本学部」という。）における授業科目（以下「科目」という。）の履修及び単位の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位制度)

第2条 本学部における学修課程は、単位制度を採用する。

2 1単位の科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究等について、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

4 授業時間は、45分をもって1時間とみなす。

(科目の区分)

第3条 科目の区分は、次のとおりとする。

共通科目	教養・総合分野（教養ゼミナール、キリスト教、人文、社会、自然、生活芸術、キャリアデザイン）
	コンピュータ・リテラシー分野
	外国語分野（英語、その他）
	保健体育分野
専門科目	学部基盤科目 プロジェクト科目 学科基礎科目 学科専門科目

2 科目名及び単位数は、別に掲げる「授業科目配当表」のとおりとする。

3 前項の科目は、次の各号のとおり取扱いを区分する。

(1) 必修科目 単位修得を必要とする科目

(2) 選択必修科目 決められた範囲の中から所定の単位数以上の修得を必要とする科目

(3) 選択科目 任意に選択して単位修得できる科目のうち、卒業要件単位に算入するもの

(4) 自由科目 任意に選択して単位修得できる科目のうち、卒業要件単位に算入しないもの

(卒業の要件)

第4条 本学部にて4年（8セメスター）以上在学し、次項の要件を満たした者に卒業資格を認める。

2 各学科の卒業に必要な所定の単位数とその構成要件は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、学則第9条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位については、60単位を超えないものとし、超えた場合は自由科目とする。

(単位の修得)

第5条 科目の単位の修得は、試験によって行うことを原則とする。

2 試験については、別に定める試験規程による。

3 試験の成績は、秀・優・良・可・不可であらわし、可以上を合格として単位の修得を認め、不可は不合格とする。

4 修得した単位の取消しは認めない。

(GPAの算出)

第6条 GPAは、成績評価の評語のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1、「不可」を0に換算した数値をそれぞれの評価点とし、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た数値の合計を履修登録科目の総単位数で除して算出することとする。

2 前項の算出には、成績評価の評語が「認」、「合」の科目、司書課程開講科目及び第8条第2項第4号に定める科目の単位数は含まないこととする。

(成績の通知)

第7条 学生への成績の通知は、各学期の終了日までに行う。ただし、卒業に係る学生については当学期の卒業資格取得者発表時に成績を通知する。

2 記載の成績に疑問がある場合には、速やかに教務課へ申し出ることとする。ただし、申し出の期限は、次学期の開始日から起算して14日以内とする。

(履修登録)

第8条 科目を履修するに際しては、「授業科目配当表」に基づき履修登録を行わなければならない。

2 履修登録に関しては、次の各号のとおりとする。

(1) 年度始めに期日を定め、履修指導を行う。

(2) 年度始めの決められた期間に、その年度の春学期及び秋学期に履修するすべての科目について履修登録しなければならない。よって、履修登録締切日後は原則として履修登

録は受け付けない。

- (3) 秋学期の始めに期日を定めて履修指導及び履修登録変更の受け付けを行う。よって、秋学期の履修登録に変更がある場合には、所定の期日までに履修登録変更の手続きを行わなければならない。
- (4) 春学期及び秋学期に期日を定めて履修登録科目の取消しを申請することができる。なお、履修取消しをした科目の代わりに新たな科目を履修することはできない。
- (5) 履修登録していない科目については、単位の修得を認めない。
- (6) 各セメスターにおいて履修登録できる単位数（以下「履修登録制限単位数」という。）の合計は、次のとおりとする。ただし、KGUインターンシップ1（事前指導）、KGUインターンシップ2（実習）、KGUインターンシップ2（長期実習）及び司書課程開講科目の単位は、履修登録制限単位数に算入しない。

第1セメスタ	第2セメスタ	第3セメスタ	第4セメスタ	第5セメスタ	第6セメスタ	第7セメスタ	第8セメスタ
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
2 4	2 4	2 4	2 4	2 4	2 4	2 4	2 4

- (7) 所定の履修登録期日後における履修科目の変更は、原則として認めない。
- (8) クラス指定の科目については、指定されたクラス以外で履修することは、原則として認めない。
- (9) セメスター別に配当されている科目については、上級セメスター配当科目を下級セメスターにおいて履修することはできない。
- (10) 同一講時に2科目以上登録をした場合及び同名の科目を重複登録した場合（特別に定める場合を除く。）は、それらの科目の登録をすべて無効とする。
- (11) 既に修得した科目は、再履修することができない。
- (12) 教育上の理由で履修者数を制限する科目の履修方法については、別に定める。
- (13) 関内キャンパス開講科目と金沢八景キャンパス開講科目を同日に履修する場合は、両キャンパスの履修科目の間に1講時以上空けなければならない。ただし、学部が別に定めた科目は、この限りでない。

（転部、転科及び再入学者、復学者の履修）

第9条 転部、転科及び退学者が再入学した場合の履修については、原則として転部、転科及び再入学した年次の履修規程を適用する。また、休学者が復学した場合の履修については、休学時の履修規程を適用する。

- 2 前項の転部、転科及び再入学する前に修得した科目の単位の認定については、別に定める。

（編入学生の履修）

第10条 編入学生の履修については、編入学年次の履修規程を適用する。

- 2 編入学生が編入学前の大学等で修得した単位については、一定の基準により本学部の単位として認定する。

- 3 編入学生には、第13条、第14条及び第15条は適用しない。

（他学科科目の履修）

第11条 本学部他学科専門科目を履修することができる。

- 2 前項の履修を認める科目については、別に定める。
- 3 前項で履修し修得した科目は、自主選択科目とする。

（他学部科目の履修）

第12条 他学部が指定する「他学部開講科目」を履修することができる。

- 2 前項以外の他学部科目の履修を希望する場合には、所定の他学部受講願を教務課に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 他学部で履修し修得した科目は、自主選択科目とする。ただし、授業内容が本学部の科目に相当することを本学部で認めた場合には、共通科目又は専門科目として認定することがある。

（副専攻課程の受講等）

第13条 本学部の学生は、他学科又は他学部に設置する副専攻課程を受講し、当該副専攻課程に設けられている授業科目を履修することができる。

- 2 副専攻課程で履修し修得した単位は、自主選択科目として認定する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第14条 文部科学大臣が認定する技能審査等の合格に係る学修を、60単位を超えない範囲で、

- 2 前項の技能種目及び認定基準については、別に定める。

（新入生の既修得単位の認定）

第15条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに、本学部の第1年次に入学した学生の既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、前条第1項に定める単位と合わせて60単位を超えない範囲で認定することがある。

- 2 本学と教育交流を行う高等学校の生徒が、本学特別履修生として修得した科目は、単位を認定することがある。

- 3 認定は、入学年度の4月に行う。
- 4 認定を希望する者は、履修登録の期限までに教務課へ申し出なければならない。
(留学により修得した単位の認定)
- 第16条 別に定める「学生の外国留学に関する規程」に基づき、留学により修得した単位は、本学部の単位として認定することがある。
- 2 前項の認定単位は、第14条第1項及び前条第1項に定める単位と合わせて60単位を超えることができない。
(横浜市内大学間単位互換協定大学)
- 第17条 横浜市内大学間単位互換協定大学で横浜市内単位互換履修生として修得した単位は、本学部単位として認定することがある。
- 2 前項の認定単位は、第14条第1項、第15条第1項及び前条第1項に定める単位と合わせて60単位を超えることができない。
- 3 前項により履修し修得した単位は、自主選択科目とする。
- 4 横浜市内単位互換履修生及び単位認定の手続きは、別に定める。
(単位互換特別履修生の単位の認定)
- 第17条の2 本学と協定を締結した国内他大学で単位互換特別履修生として修得した単位は、本学部単位として認定することがある。
- 2 前項の認定単位は、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項及び前条第1項に定める単位と合わせて60単位を超えることができない。
- 3 単位互換特別履修生及び単位認定の手続きは、別に定める。
(海外語学研修の単位認定)
- 第18条 本学の国際センターが主催する語学研修については、1言語につき1研修に限り、卒業所要単位として認定することができる。
(卒業見込証明書の発行)
- 第19条 第6セメスター末における修得単位数と第7セメスター及び第8セメスターの履修登録制限単位数の合計が、卒業所要単位数を満たしている者には、卒業見込証明書を第7セメスターに発行することができる。
- 2 第7セメスター末における修得単位数と第8セメスターの履修登録制限単位数の合計が、卒業所要単位数を満たしている者には、卒業見込証明書を第8セメスターに発行することができる。
(学芸員課程)
- 第20条 削除
(図書館司書課程)
- 第21条 図書館法に基づく図書館司書課程の科目の履修については、別に定める。
- 2 前項に定める科目は、卒業の要件を満たすための単位としては認めない。
(学修経費等の負担)
- 第22条 科目により、次の各号の学修経費等を徴収することがある。
- (1) 校外実習、インターンシップ、フィールドワーク等、学外での学修活動を必要とする科目における交通費、調査旅行費、拝観料など
- (2) 徴収を予告した科目に係る学修の経費
- 2 学修経費等の徴収については、別に定める。
(規程の改廃)
- 第23条 この規程の改廃は、人間共生学部教授会の議を経て、学長が行う。
- 附 則
この規程は、2016年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、2017年2月1日に改正し、2017年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、2018年4月19日に改正し、2018年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、2019年2月15日に改正し、2019年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、2019年12月2日に改正し、2020年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、2021年2月15日に改正し、2021年4月1日から施行する。
- 附 則

この規程は、２０２３年３月２日に改正し、２０２３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、２０２３年４月４日から改正施行し、改正後の第３条第３項の規定は、２０２３年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、２０２４年３月２９日に改正し、２０２４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、２０２５年３月２１日に改正し、同年４月１日から施行する。

別表第1（第4条第2項関係）

人間共生学部卒業要件

（1）人間共生学部コミュニケーション学科

① 2024年度以降の入学生（スポーツインスティテュート履修生のみ）

区 分		必要最低 単位数	備 考
共通科目	教養・総合分野	12	2 「教養ゼミナール」
			4 キリスト教分野の選択必修科目から
			6 人文分野、社会分野、自然分野、生活芸術分野、キャリアデザイン分野の選択必修科目から
	コンピュータ・リテラシー分野	2	「コンピュータ・リテラシー」
	外国語分野	4	外国語分野英語分野の選択必修科目から
	教養・総合分野 コンピュータ・リテラシー分野 外国語分野 保健体育分野	6	上記で修得した科目以外から
	共通科目合計	24単位	
専門科目	学部基盤科目	6	2 「人間共生論入門」
			4 「学部基盤」科目の選択必修科目から
	プロジェクト科目	2	「プロジェクト」科目の選択必修科目から
	学科基礎科目	6	2 「コミュニケーション入門」
			4 「学科基礎」科目の選択必修科目から
	学科専門科目	12	4 「メディア・コミュニケーション」領域の選択必修科目から
			4 「ビジネス心理・コミュニケーション」領域の選択必修科目から
			4 「グローバル・コミュニケーション」領域の選択必修科目から
	専門科目合計	34	コミュニケーション学科専門科目から
スポーツインスティテュート科目	基礎科目	10単位	
	基礎科目及び関連科目	20単位	
自主選択科目		10単位	人間共生学部設置科目及び他学部他大学で修得した単位
総 計		124単位	

② 2016年度以降の入学生

区 分		必要最低 単位数	備 考
共通科目	教養・総合分野	12	2 「教養ゼミナール」
			4 キリスト教分野の選択必修科目から
			6 人文分野、社会分野、自然分野、生活芸術分野、キャリアデザイン分野の選択必修科目から
	コンピュータ・リテラシー分野	2	「コンピュータ・リテラシー」
	外国語分野	4	外国語分野英語分野の選択必修科目から
	教養・総合分野 コンピュータ・リテラシー分野 外国語分野 保健体育分野	12	上記で修得した科目以外から
	共通科目合計	30単位	
専門科目	学部基盤科目	6	2 「人間共生論入門」
			4 「学部基盤」科目の選択必修科目から
	プロジェクト科目	2	「プロジェクト」科目の選択必修科目から
	学科基礎科目	6	2 「コミュニケーション入門」
			4 「学科基礎」科目の選択必修科目から
	学科専門科目	12	4 「メディア・コミュニケーション」領域の選択必修科目から
			4 「ビジネス心理・コミュニケーション」領域の選択必修科目から
			4 「グローバル・コミュニケーション」領域の選択必修科目から
		44	コミュニケーション学科専門科目から
	専門科目合計	70単位	
自主選択科目		24単位	人間共生学部設置科目及び他学部他大学で修得した単位
総 計		124単位	

(2) 人間共生学部共生デザイン学科

区 分		必要最低 単位数	備 考
共通 科目	教養・総合分野	12	2 「教養ゼミナール」
			4 キリスト教分野の選択必修科目から
			6 人文分野、社会分野、自然分野、生活芸術分野、 キャリアデザイン分野の選択必修科目から
	コンピュータ・リテラシー分野	2	「コンピュータ・リテラシー」
	外国語分野	4	外国語分野英語分野の選択必修科目から
	教養・総合分野 コンピュータ・リテラシー分野 外国語分野 保健体育分野	12	上記で修得した科目以外から
	共通科目合計	30単位	
専門 科目	学部基盤科目	6	2 「人間共生論入門」
			4 「学部基盤」科目の選択必修科目から
	プロジェクト科目	2	「プロジェクト」科目の選択必修科目から
	学科基礎科目	4	2 「共生デザイン入門」
			2 「学科基礎」科目の選択必修科目から
	学科専門科目	12	6 「デザイン構想」領域の選択必修科目から
			6 「デザイン表現」領域の選択必修科目から
		46	共生デザイン学科専門科目から
	専門科目合計	70単位	
自主選択科目		24単位	人間共生学部設置科目及び他学部他大学で修得した 単位
総 計		124単位	